

■施設名（三次市立図書館 ）

	質問事項	具体的な内容
1	指定管理にかかわる費用について、図書の購入費についての記載がないが、示された管理費用内で指定管理者が図書購入費を決定するのか。	前回の指定管理者募集要項には、「ただし、図書購入費 10,000 千円を含む」という一文があったが今回はない。これは、指定管理者が指定管理費のうちから、年間の図書購入費を自由に決めてよいということなのか。
	【回答】 図書購入費は毎年度 10,000 千円で積算しています。毎年度 10,000 千円以上の図書購入費としてください。	
2	今後、三次市内図書の統廃合について	現在三次市では、小中学校の統合が進められている。図書館については、指定管理期間中に統廃合はないと考えてよいか
	【回答】 現段階では、三次市立図書館の統廃合の計画はありません。	